

くらし（建物・構築物）

令和4年4月1日現在

都留市には、次のような独自の補助金・貸付金制度がありますので、ご利用ください。なお、補助金・貸付金を受けることのできる要件や補助額等の詳細につきましては、各問い合わせ先にお尋ねください。

番号	制度の名称	制度の概要	対象者	内 容	問い合わせ先
1	空き家バンク 利活用事業補 助金	都留市空き家バンクに登録された物件の利活用のため、空き家の所有者にリフォーム事業補助金、空き家の購入者に取得事業補助金を交付します。	1. リフォーム補助事業： 賃貸借契約の締結をした空き家の所有者 2. 取得補助事業： 空き家（自らが居住する目的）の購入者（5年以上継続して都留市に居住する意思があること）	補助金の額： (1) リフォーム補助事業 リフォームにかかる費用の1/2（上限50万円） (2) 取得補助事業 ①市内の方：取得にかかる費用の1/4（上限30万円） ②転入者：取得にかかる費用の1/2（上限30万円） 転入者は、以下を加算 ・ 中学3年生以下の子1人につき：10万円 ・ 夫婦いずれも40歳未満の場合：10万円	企画課 政策推進担当
2	管理不全空家 等地域活性化 除却事業	適切な管理が行われていない空家等を解体、撤去及び処分し跡地を地域活性化のために活用する者に対し、解体に要する費用の一部を補助します。	適切な管理が行われていない空家等を解体、撤去及び処分し跡地を地域活性化のために活用する方	補助金の額：管理不全空家等の除却工事にかかる費用の4/5 ※除却後の跡地を10年以上無償貸与等し、地域活性化に活用することが条件 （例：自治会管理のポケットパーク、公園、公民館駐車場等）	地域環境課 環境政策室
3	空家等活用地 域活性化拠点 整備事業	空家等をリフォームし、リフォーム後の空家等及びその敷地を地域活性化のために活用する者に対しリフォームに要する費用の一部を補助します。	空家等をリフォームし、リフォーム後の空家等及びその敷地を10年以上無償貸与し、地域活性化に活用することを条件とする当該空家等の所有者	補助金の額：空家等のリフォームにかかる費用の2/3（上限150万円）	地域環境課 環境政策室

番号	制度の名称	制度の概要	対象者	内 容	問い合わせ先
4	不良空家等解体事業	不良住宅空家等を解体、撤去及び処分し周辺の住環境を改善しようとする方に対し解体に要する費用の一部を補助します。	不良住宅（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態にある）空家等を解体、撤去及び処分し周辺の住環境を改善しようとする方	補助金の額：不良住宅空家等の除却工事にかかる費用の1/2（上限60万円）	地域環境課 環境政策室
5	木造住宅耐震改修事業	昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建て住宅で、都留市木造住宅耐震診断支援事業の結果、総合評点が1.0未満の住宅が耐震改修及び建替えを行う場合、耐震改修設計及び耐震改修工事、新築の設計及び建替え工事の費用を補助します。	補助対象家屋に住居している所有者	補助金の額：耐震改修設計及び耐震改修工事、または、新築の設計及び建替え工事の費用の4/5以内かつ、上限100万円。ただし、低コスト工法を活用した耐震改修工事と認められるものについては、補助金の合計が補助対象経費を超えない範囲において、上限20万円まで加算される。	建設課 建築住宅担当
6	木造住宅耐震診断支援事業	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（2階建て以下）の耐震診断の費用を補助します。	補助対象家屋に住居している所有者	補助金の額：全額補助（耐震診断業者へ直接払）	建設課 建築住宅担当
7	災害時避難路通行確保対策事業（耐震診断事業）	避難路沿道建築物のうち、耐震診断が義務化された建築物に対し、耐震診断費を補助します。	避難路沿道建築物のうち、耐震診断が義務化された建築物の所有者	補助金の額：耐震診断費又は限度額のいずれか少ない方の額	建設課 建築住宅担当

番号	制度の名称	制度の概要	対象者	内 容	問い合わせ先
8	災害時避難路 通行確保対策 事業(耐震改修 及び建替えに 関わる設計事 業)	避難路沿道建築物のうち、耐震診断が義務化された建築物に対し、耐震改修及び建替えに関わる設計に要する費用を補助します。	避難路沿道建築物のうち、耐震診断が義務化された建築物の所有者	補助金の額：耐震診断の結果に基づいて実施する耐震改修及び建替えに関わる設計費又は限度額のいずれか少ない方の額の5/6以内	建設課 建築住宅担当
9	災害時避難路 通行確保対策 事業(耐震改 修、建替え及び 除却事業)	避難路沿道建築物のうち、耐震診断が義務化された建築物に対し、耐震改修、建替え及び除却に関わる費用を補助します。	避難路沿道建築物のうち、耐震診断が義務化された建築物の所有者	補助金の額：耐震診断の結果に基づいて実施する耐震改修、建替え及び除却に対する費用又は限度額のいずれか少ない額の11/15以内	建設課 建築住宅担当
10	ブロック塀等 耐震改修促進 事業(一般路 線)	危険なブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀の耐震改修、建替え及び除却を行う者に対し、工事費用の一部を補助します。	市内に存する危険なブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀の耐震改修、建替え及び除却を行う方	補助金の額：工事費用又は対象ブロック塀等の延長1メートルにつき、1万5千円を乗じて得た額のうち、いずれか少ない額の2/3以内で、上限20万円	建設課 建築住宅担当
11	ブロック塀等 耐震改修促進 事業(重要路 線)	危険なブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀の耐震改修、建替え及び除却を行う者に対し、工事費用の一部を補助します。 (第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路、緊急輸送道路から避難所等までの市町村が指定した道路に限定)	ブロック塀等耐震改修促進事業(重要路線)	補助金の額：工事費用又は対象ブロック塀等の延長1メートルにつき、2万5千円を乗じて得た額のうち、いずれか少ない額の2/3以内で、上限30万円	建設課 建築住宅担当

番号	制度の名称	制度の概要	対象者	内 容	問い合わせ先
12	アスベスト飛散防止対策事業（調査）	既存建築物のアスベスト改修事業を実施する民間の者に対し、調査費用を補助します。	5年以上除却する予定がない既存建築物のアスベスト改修事業を実施する民間の方	補助金の額：上限 25 万円 補助対象費：吹付けアスベスト等、吹付バーミキュライト、吹付けひる石、吹付けパーライト等について行うアスベスト含有の有無に係る調査費用	建設課 建築住宅担当
13	アスベスト飛散防止対策事業（除去等工事）	既存建築物のアスベスト改修事業を実施する民間の者に対し、除去等の工事費用の一部を補助します。	5年以上除却する予定がなく、多数の人が利用する既存建築物で、当該補助金交付要綱で定められた建築物について、アスベスト改修事業を実施する民間の方	補助金の額：アスベスト除去等に要する費用の 2/3 以内（上限 400 万円） 補助対象費：露出して施工されている吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みを行う費用 補助対象建築物：都留市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱の別表に該当するもの	建設課 建築住宅担当
14	木造住宅耐震シェルター設置事業	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造戸建て住宅で、都留市木造住宅耐震診断支援事業の結果、総合評点が 0.7 未満の住宅の所有者が行う耐震シェルター設置の費用を補助します。	補助対象家屋に住居している所有者	補助金の額：耐震シェルターの設置費用の 2/3（上限 24 万円）	建設課 建築住宅担当

くらし (環境)

番号	制度の名称	制度の概要	対象者	内 容	問い合わせ先
15	自立型再生可能エネルギー設備普及促進事業	自己の居住する戸建住宅に自立型再生可能エネルギー設備を設置した者に対し補助金を交付します。	自己の居住する戸建住宅に、補助対象となる設備を設置した方	補助金の額： ①家庭用蓄電システム 蓄電容量 1kWh あたり 1万円を乗じた額(上限 10万円) ②住宅用太陽光発電システム(家庭用蓄電設備と同時設置に限る) 最大出力 1kW あたり 2万円を乗じた額(上限 5万円) ③エコキュート又は強制循環型太陽熱利用システム(家庭用蓄電設備と同時設置に限る) ④木質バイオマスストーブ(本体価格が 10万円以上のもの) ともに一律 2万円	地域環境課 環境政策室
16	生ごみ処理機具設置費補助事業	一般家庭から排出される生ごみを処理する機具を購入した方に対して補助します。	一般家庭から排出される生ごみを処理する機具を購入した方	補助金の額： ①家庭用生ごみ処理機 購入費の 1/2(上限 2万円) ②生ごみ処理容器 購入費の 1/2(上限 3,000円)	地域環境課 環境政策室
17	合併処理浄化槽設置費補助事業	補助対象地域内において、処理対象人員 50 人以下の合併処理浄化槽を専用住宅に設置しようとする者に対して補助金を交付します。	補助対象地域内において、処理対象人員 50 人以下の合併処理浄化槽を専用住宅に設置しようとする方	補助金の額 ①合併浄化槽設置費用の 4 割に相当する額または下記限度額のとどちらか低い額 5 人槽：332,000 円 6～7 人槽：414,000 円 8～50 人槽：548,000 円 ②単独浄化槽の撤去費用 9 万円を超えない額 ③宅内配管工事費用 30 万円を超えない額	地域環境課 環境政策室

番号	制度の名称	制度の概要	対象者	内 容	問い合わせ先
18	宅内排水設備 工事費補助金	下水道供用開始後 3年以内に接続工 事を行った既存家 屋に対し、工事費 の2分の1を上限 に補助金を交付し ます。	下水道供用開始後 3年以内に接続工 事を行った既存家 屋の所有者	補助金の額：1年目 10 万円、2年目 5万円、3 年目 3万円 ただし、工事費の1/2の 額を限度とする ※合併処理浄化槽設置 家屋で、下水道供用開始 後3年以内に下水道に 接続し、且つ合併処理浄 化槽設置事業補助金の 交付を受けていない場 合に限り、接続工事費を 全額補助	上下水道課 下水道担当

くらし（その他）

番号	制度の名称	制度の概要	対象者	内 容	問い合わせ先
19	移住支援金交付事業	東京圏でお仕事をしている方が都留市へ移住（5年以上継続して居住する意思があること）し、かつ、起業や対象となる企業へ就職した方等に支援金を交付します。	東京 23 区在住者、又は東京圏都市部から東京 23 区へ通勤していた方で都留市へ移住（5年以上継続して居住する意思があること）し、かつ、起業や対象となる企業へ就職した方等	支援金の額： 単身移住：60 万円 世帯移住：100 万円 ※18 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は 18 歳未満の者一人につき 30 万円を加算	企画課 政策推進担当
20	移住定住促進奨励金	市外から都留市に転入し、住宅又は住宅及び土地を取得した方に対し奨励金を交付します。	市外から都留市に転入し、住宅又は住宅及び土地を取得した方	奨励金の額：次の（1）、（2）の合計額 （1）住宅の取得等にかかる経費の 3%に相当する額（上限 30 万円） 加算額： ・土地を同時購入した場合：10 万円 ・中学生以下の子 1 人につき：10 万円 ・夫婦のいずれも 40 歳未満の場合：10 万円 ・市内居住親族（2 親等以内）と同居した場合：10 万円 （2）市内の建築業者を元請として住宅の新築、建て替えまたは増築する場合、これらの経費の 2%に相当する額（上限 30 万円） 改築または改修する場合には、これらの経費の範囲内（上限 10 万円）	企画課 政策推進担当

番号	制度の名称	制度の概要	対象者	内 容	問い合わせ先
21	風水害時における避難所密集回避支援事業	事前登録した対象者が、自身の居住する地区に避難情報がでた際に、都留市と協定を結ぶ宿泊施設に避難した場合に宿泊費の一部を補助します。	①妊娠中の者 ②生後1年未満の乳児及びその療養者 ③身体障害手帳の1級又は2級を保有する者及びその介護者 ④新型コロナウイルスに感染した場合に重症化リスクの高い者で、都留市災害警戒本部又は都留市災害対策本部の本部長が認めた者	補助金の額：宿泊費 1泊につき上限5,000円 ※食費や入湯税、宿泊施設への交通費は含まない	総務課 危機管理担当
22	出会いサポートセンター利用促進助成金	男女の結婚の機会を促進するため、山梨県が設置する「やまなし出会いサポートセンター」に登録した方に対して入会登録料の一部を助成します。	市内に住所を有し、婚姻をしていない方で、都留市結婚相談所に登録をし、山梨県が設置する「やまなし出会いサポートセンター」に登録した方	助成金の額：サポートセンター入会登録料の1/2の額（上限5,000円） ※助成対象者1人につき1回まで	市民課 市民窓口担当
23	NPO法人設立支援事業補助金	市民活動の推進と活性化の基盤となる特定非営利活動法人を設立しようとする団体に対し、法人格取得のための費用の一部を支援します。	市内に主たる事務所を置き、かつ、構成員の2分の1以上が市民から構成される団体で、当該年度中にNPO法人設立に向けての申請を行う団体	支援金の額：NPO法人の設立に必要な経費の1/2の額（上限5万円）	地域環境課 地域振興担当

番号	制度の名称	制度の概要	対象者	内 容	問い合わせ先
24	市民が主役のまちづくり活動補助金	新たに市民活動を始めようとする団体や既存の市民団体に対し、活動の費用を助成します。	市内に活動拠点が あり、かつ、構成 員の過半数が市民 の5名以上で構成 される公益的な活 動を目的とした団 体で、都留市まち づくり市民活動支 援センターに団体 登録をしている又 は補助金交付決定 時に加入する団体	補助金の額： (1) 自立支援事業 1回目：補助対象経費の 10/10 上限5万円 2回目：補助対象経費の 8/10 上限5万円 (2) 活性化支援事業 1回目：補助対象経費の 10/10 上限10万円 2回目：補助対象経費の 8/10 上限10万円 3回目：補助対象経費の 6/10 上限10万円	地域環境課 地域振興担当
25	勤労者生活安定資金	市内に居住する勤 労者の生活の安定 と福祉増進のため に、都留市と中央 労働金庫が基金を 拠出し、社団法人 日本労働者信用基 金協会が保証する ことによって、低 利かつ有利な条件 で勤労者に資金を 貸し付ける制度で す。	次の条件を満たし ている方 ①都留市に1年以上住所を有し、申 込日現在の事業所 に1年以上勤務 し、かつ、継続的 収入のある方 ②前年度年収（税 込み）が150万円 以上で社団法人日 本労働者信用基金 協会の審査に合格 する方 ③市税を完納して いる方 ④中央労働金庫の 会員である事業所 の労働組合に加入 している方、また は個人会員として 中央労働金庫に加 入することができ 、社団法人日本 労働者信用基金協 会の保証が受けら れる方	資金の使い道：勤労者本 人またはその家族の医 療費、教育費、出産費、 冠婚葬祭費、災害費、生 活費など、生活の安定を 目的とした用途に対し て貸付を行います。 貸付限度額：1人100万 円 貸付利率：労働金庫の定 める利率 貸付最高期間：5年	産業課 商工観光担当

番号	制度の名称	制度の概要	対象者	内 容	問い合わせ先
26	大人の風疹ワクチン接種助成事業	26 歳以上から 49 歳以下の市民が風しんの予防接種を受ける場合に、接種費の一部を助成します。	風しんの予防接種を受ける 26 歳以上から 49 歳以下の方	助成金の額： ①風疹ワクチン代 1 人 3,000 円 ②麻しん・風疹ワクチン代 1 人 5,000 円	健康子育て課 健康づくり担当
27	全国・関東大会等出場事業補助金	国際、全国、関東又は甲信越規模のアマチュアスポーツ大会に参加するチーム・個人に対し、大会参加に伴う交通費、宿泊費、大会参加費等の一部を補助します。	県予選で全国大会等の予選大会、推薦又は抽選により出場権を獲得したチーム又は個人 ※大会の基準等の規定により選手、監督又はコーチとして登録された者であって現に参加したもの ※市内に本拠地を置くチーム、市内に住所を有するもの	補助金の額：全国関東大会参加に伴う交通費、宿泊費、大会参加費等 ①国外 1 人につき 3 万円 ②北海道・九州・沖縄 1 人につき 1 万円 ③東北・近畿・中国・四国 1 人につき 8,000 円 ④関東・中部（山梨県は除く）1 人につき 5,000 円 ⑤山梨県 宿泊する場合 1 人につき 5,000 円、宿泊しない場合 1 人につき 3,000 円 ※1 団体当たりの限度額 国際大会は 15 万円、全国大会は 13 万円、関東又は甲信越大会は 8 万円	生涯学習課 スポーツ振興担当
28	健康診査及びがん検診受診費用助成事業	市が実施する集団方式による健康診査又はがん検診を受診せず、個別方式による健康診査を医療機関等で受診した場合に、受診費用の全部又は一部を助成します。	20 歳から 39 歳までの社会保険等の被扶養者、生活保護受給者及びがん検診受診者 20 歳以上の都留市国民健康保険被保険者及び山梨県後期高齢者医療被保険者	助成金の額：要綱で定める金額又は受診費用のいずれか少ない額 助成対象となる検査：個別で受ける健診又はがん検診（胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん） ※要綱に定める検査	健康子育て課 健康づくり担当 市民課 保険年金担当